

森林の立木を伐採するときには届出を!

●届出・問合せ先

市役所経済課 農業振興 G-内線 264

▶どんな場合に届出が必要なの?

森林法第10条の8に規定されているもので、県の定める地域森林計画に含まれる森林が対象です(竹林は除く)。対象森林かどうかは、経済課で確認できます。

※伐採する面積が1haを超える場合は林地開発行為に当たるため、県に申請して許可を受ける必要あり

▶誰が届出書を提出するの?

- ・森林所有者
- ・立木買い受け者(立木を買い受けた者が間伐を行う場合)

▶届出の時期はいつ?

伐採を始める90日から30日前までに届け出をしてください(届出書は経済課に用意)。

▶届出の提出先は?

提出先は、伐採する森林が所在する市町村長宛なので、市役所経済課に提出してください。

▶伐採および伐採後の造林届出書はなぜ必要なの?

市の森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう森林法に定められています。

▶届出書を提出しないとどうなるの?

無届伐採等の違反行為があった場合、森林法第207条により、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

全国市長会副会長・茨城県市長会会長 会田市長就任あいさつ

6月5日(水)に開催された第83回全国市長会通常総会において、全国市長会の副会長に選出されました(任期:来年の通常総会まで)。全国市長会は、全国812市(特別区を含む)の市長により組織され、全国各市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と地方自治の発展を目的としております。総会終了後、新正副会長により、当面する重要課題の対応について国への要請を行いました(写真)。

また、5月8日(水)には茨城県市長会の次期役員改選が行われ、茨城県市長会会長に再任されましたので、併せて報告いたします(任期:平成27年5月31日まで)。



今後とも、守谷市の発展はもとより、地方分権の推進、地域福祉の向上に向けて全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご協力をお願いいたします。

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

市では、寝具類の衛生管理が困難な高齢者の皆さんが快適な生活を送れるように、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを行います。

▼対象 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方(本人に市町村民税が課税されている方を除く)

- (1) 老衰、認知症、傷病等の理由により寝たきりの状態にある65歳以上の方
- (2) 寝具の衛生管理が困難な65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上の方のみの世帯
- (3) 寝たきりの状態にある重度身体障がい者

▼実施時期 8月(予定)

▼サービス内容 申し込み後、洗濯業者からの連絡で、寝具類の預かり日程を決めます。指定日に洗濯業者が自宅を訪問し、寝具類を預かります。工場・消毒を行います。約2週間後に自宅へ届けられます。

▼申込締切 7月19日(金)まで

(利用者負担額は金額の1割)

	品名	利用者負担額
①	敷布団	210円
	介護用ベッドマット	367円
	ベッドパット	42円
②	掛布団(綿)	210円
	掛布団(羽毛)	
③	毛布	84円

利用者負担額についてはサービス利用後、納付書を発送します。
※①～③ごとに各1枚利用可

▼申込・問合せ先 市役所介護福祉課 高齢福祉G

☎45・1744(直通)

◎代行申請 市役所に出向くことが困難な方は、代行申請をご利用ください。

・守谷中学校区 在宅介護支援センターもりや ☎48・2099

・御所ヶ丘中学校区 在宅介護支援センターわたばやし ☎46・2002

・愛宕中学校区 在宅介護支援センターやまゆり ☎48・4660

・けやき台中学校区 在宅介護支援センターみのり ☎45・3580